

公益社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

渋沢栄一磨崖碑 (館山市船形地区)



東京市養育院安房分院



渋沢栄一肖像 (陸爵記念絵葉書部分)



磨崖碑竣工記念写真

法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

主な内容

- 第49回定時総会・表彰 • 館山税務懇話会例会
- 館山税務署人事異動・署長挨拶ほか • 令和4年度税制改正要望
- 理事会・委員会・部会の動き • 税務署からのお知らせ
- 健康コーナー「正しい「腸活」を習慣づけて」
- 一日人間ドックのお知らせ

VOL.122

2021.8.25
令和3年

 (公社) 館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

令和3年度

第四十九回定時総会

令和3年6月9日 夕日海岸昇鶴

任期満了に伴う役員改選

会長に本間亨氏

—全議案承認可決—



公益社団法人 館山法人会
会長 本間 亨

総会議案

第1号議案 令和2年度事業報告承認の件

第2号議案 令和2年度収支決算報告承認の件、

監査報告

第3号議案 役員改選の件

報告事項

令和3年度事業計画及び収支予算の件

総会時に合わせ例年実施している記念講演会は、一般住民も聴講可能であり、有意義なものであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年に引き続き、やむなく中止としました。

総会については、税務署長のみ来賓としてお招きし、会員の方々の大多数が委任状での対応となり、ごく少数での定時総会開催となりました。また、総会終了後に例年実施していましたが懇談会については中止とさせていただきます。

公益社団法人館山法人会の第49回定時総会が6月9日、夕日海岸昇鶴で開催されました。まず、本間亨会長が、「新型コロナウイルスの影響の中、総会が無事開催できたことを感謝する、私ども館山法

人会は、法人会の理念のもと今後も事業を推進していく、一昨年は台風、昨年からコロナにより、様々な事業が中止・縮小され、社会貢献の若潮マラソン大会も中止となった、今年度は、コロナの感染状況などによりその都度事業実施の判断をしながら、よき経営者をめざすものの団体として取り組んでいきたい。皆様のご協力をお願いしたい。」と挨拶した。

式事を開催する予定でしたが、やはり感染拡大防止の観点などから、表彰者の披露を行うにとどめました。次に、来賓の三島館山税務署長から祝辞があり、定時総会は終了しました。



定時総会

表彰

退任役員4名、会員増強協力、優秀者5名に感謝状・表彰状

長年法人会に貢献され退任された方、会員増強にご協力をいただいた方、会員増強優秀者に感謝状、表彰状及び記念品を、お贈りしました。

皆様ありがとうございました。

感謝状・表彰状の贈呈（順不同・敬称略）

一、公益社団法人館山法人会会長感謝状

（1）退任役員

石渡 和男（常任理事）
湯澤 宏子（常任理事）
服部 克巳（監事）
池田 亮惇（監事）

（2）会員増強協力

小倉 信雄（大同生命保険株式会社）

二、公益社団法人館山法人会会長表彰状

会員増強優秀者

（ア）支部・部会

青年部会（部会長 鈴木 誠一）
女性部会（部会長 清宮 和子）

（イ）役員・個人

柴田 栄樹（常任理事）
齋藤 守彦（常任理事）

おめでとうございます

多年にわたる法人会活動のご功績に対し、次の三氏が全法連会長表彰及び県法連会長表彰を受彰されました。

全法連会長表彰



川名 光俊
(株) 清水屋商店
代表取締役

県法連会長表彰



田原 智之
鴨川市漁業協同組合
参事



濱島 修
(株) 浜島製作所
代表取締役

インターネットでセミナー受講

館山市法人会のホームページ（<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>）から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会（社内研修）や経営者の自己研鑽などにご活用ください。法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。

お問い合わせは法人会事務局まで。（電話：0470-22-1389）

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするこんなメリットが！

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

電子申告で効率UP!

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

法人がコロナ対策の助成金・補助金・給付金等 を受け取った際の取扱い

○ 助成金等の課税上の取扱いは？

法人税においては、原則として「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」が課税対象となります。したがって、新型コロナウイルスに関連して交付される助成金・補助金・給付金等の金銭も課税対象となります。これらの助成金等は、帳簿上は雑収入などの科目で計上するのが一般的です。

消費税においては、助成金等は「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」に該当しないため、いわゆる不課税取引となり、課税対象外となります。

○ 助成金等はいつ計上？

収益は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度に計上することとなります。したがって、助成金等は交付決定があった日の属する事業年度の収益となり、決算期末時点で未払いの場合は未収金として計上する必要があります。

なお、雇用調整助成金のように、事前に計画を提出するなどの手続きが必要なものについては、休業計画等を実施する日の属する事業年度の収益とするのが原則ですが、新型コロナウイルス対策の特例により計画届の提出を省略している場合は、計画を実施した日ではなく、交付決定を受けた日の属する事業年度の収益となります。

国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑
詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます!
- ▶電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶源泉所得税を毎月納付している方に便利です!
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!

地方税より 納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

➡ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



➡ e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



➡ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

←インボイス制度については次頁をご覧ください。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		欄△△
●年■月分		
■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
	合 計	43,600円
	(10%対象	22,000円)
	(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		欄△△(T1234...)
●年■月分		
■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
	合 計	43,600円
	10%対象	22,000円 内税 2,000円
	8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常年8.8%→軽減後年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常 年 8.8% → 軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「**猶予申請書**」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら



消費税法改正のお知らせ

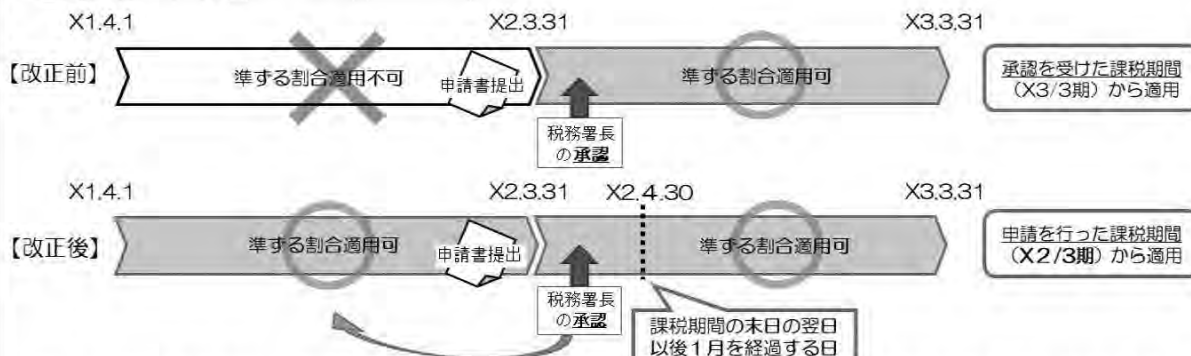
令和3年4月
国 税 庁

令和3年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合の適用を受ける場合、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用することとされていますが、**適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日から同日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用することとされました。**

○適用関係の具体例（3月決算法人の場合）



(注) 適用を受けようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日までに税務署長の承認を受けた場合は、これまでどおり当該承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

※ 承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕をもって承認申請書を提出してください。

【適用開始時期】 **令和3年4月1日以後**に終了する課税期間から適用されます。

II. 郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額^(※)が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類等について、次のとおり見直しが行われました。

※ この価額とは、FOB 価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

改正前	改正後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの） イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

【適用開始時期】 **令和3年10月1日以後**に行われる資産の譲渡等から適用されます。

Ⅲ. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合に保存する本人確認書類の見直し

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合に、仕入税額控除制度の適用を受けるために保存が必要な課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類について、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及び官公署から発行・発給された書類その他これらに類するもの又は写しが除かれることとなりました。

○改正後の取扱い

課税仕入れの相手方の区分		在留カードの写し	旅券の写し	官公署から発行・発給された書類 その他これらに類するもの又は写し
個	国内に住所を有する方	×	○	○
人	国内に住所を有しない方	×	×	×（※）

（注）氏名及び住所の記載があるものに限ります。

※ 官公署から発行・発給された書類のうち、「戸籍の附票の写し、印鑑証明書又はこれらの写し」や「国民健康保険、健康保険の被保険者証等の写し」、「国民年金手帳等の写し」、「運転免許証又は運転経歴証明書の写し」、「特別永住者証明書の写し」、「国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又はこれらの写し」は、改正後も本人確認書類の対象となります。本人確認書類の範囲等の詳細については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）（令和3年4月改訂）」のページをご覧ください。

【適用開始時期】**令和3年10月1日以後**に行われる課税仕入れから適用されます。

～総額表示の義務付け～

課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

総額表示の義務付けについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条により、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、一定の措置を講じることにより税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていましたが、**令和3年4月1日以降は、税込価格の表示が必要**となります。

※ 総額表示の義務付けについては、国税庁ホームページのタックスアンサー（NO.6902）及び財務省ホームページをご覧ください。

～輸出物品販売場における免税販売手続の電子化～

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、**免税販売手続の電子化に対応する必要があります。**

なお、未対応の場合には、令和3年10月1日以降は**免税販売を行うことはできません。**

- ※1 免税販売手続については令和2年4月1日から電子化に対応することが求められていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。
- 2 電子化に対応するためには、システムの準備や税務署への届出書の提出が必要となります。なお、届出書はe-Taxで提出可能となっておりますので、是非ご利用ください。
- 3 免税販売手続の電子化については、国税庁ホームページの「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」のページをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

中澤署長ら新幹部を迎えて



税務懇話会会長挨拶

館山税務懇話会(本間亨会長)主催により例年開催されていた館山税務署7月人事異動に伴う歓迎会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年に引き続き開催を取りやめました。代わりに、8月5日夕日海岸昇鶴で懇話会各団体の代表者と税務署新幹部により、お互いの紹介と意見交換のみを行い、納税推進へお互いの理解を深めました。

館山税務懇話会 =納税協力10団体=	
公益社団法人 館山法人会	本間 亨
一般社団法人 館山青色申告会	小芝 幸一
千葉県税理士会 館山支部	佐藤 裕介
館山間税会	本橋 亮一
館山税務署管内 納税貯蓄組合連合会	鈴木 亮二
千葉県酒造組合 安房支部	亀田 雄司
館山商工会議所	石渡 和男
安房郡市 商工会長協議会	鈴木 克哉
館山小売酒販組合	今井 義明
千葉県卸酒販組合 安房支部	川名 光俊

冒頭、主催者を代表して本間会長が、税務署新体制へ期待と歓迎のことば。「私共の団体は納税思想の高揚を図る納税協力団体として地域に貢献することを考えている。コロナ禍の状況ではあるが、各団体間で連携を図り、会の運営に努めてまいりたい。着任された税務署の皆様は初めての方が多いと思うが、この地域で有意義に過ごしていただきたい。」と挨拶。

続いて中澤弘治新署長が「常日頃、税務行政にご理解ご協力

をいただき感謝しています。前任に引き続きよろしくお願います。地域の様々な行事がコロナ禍で実施されず残念であるが、自然・食など素晴らしい地域だと聞いている。いろいろ足を運んで地域をよく理解して過ごしていきたい。税務行政については様々な課題がありますが、会の皆様方のご理解、ご協力をお願いしたい。」と着任のあいさつ。

この後、お互いの紹介と意見交換を行いました。



税務懇話会署長挨拶

三島署長は国税局調査第4部調査統括課

調査第44部門統括調査官へ栄転

後任中澤署長は財務省主税局総務課主税調査官から着任

館山税務署で7月10日付の人事異動があり、新体制となりました。三島敏彦署長は国税局調査第4部調査統括課調査第44部門統括調査官として栄転いたしました。

新型コロナウイルス拡大の影響で、実施事業が少ない中での署長卓話は、体験を踏まえて預金保険機構についてわかりやすく説明するなど好評でした。ご指導有難うございました。

後任には、財務省主税局総務課主税調査官から、中澤弘治署長が着任されました。よろしくお願いたします。

藤井雅英法人第1部門統括官は留任です。よろしくお願いたします。

着任のあいさつ



館山税務署長
中澤 弘治

残暑厳しき折、公益社団法人館山法人会会員の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この7月の人事異動により財務省主税局から館山税務署長として参りました中澤弘治でございます。三島前署長と同様によりしくお願ひ申し上げます。この度は本会報を通じまして会員の皆様方にご挨拶できる機会をいただきまして誠に光栄に存じます。

公益社団法人館山法人会の皆様には、平素より税務行政に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。また、本間会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方が長年にわたり意欲的に会の活動に取り組んでこられ、租税教育や地域社会・経済の発展のほか、税務行政の円滑な執行に大きな役割を果たしていると伺っており、大変心強く感じております。昨年度は新型コロナウイルス

ルス感染症により残念ながら事業活動を大幅に制限することを余儀なくされたことですが、本年度は「税に関する絵はがきコンクール」や「南房総市産業まつり」での税金クイズの実施など様々な活動を企画されていると伺っております。新型コロナウイルスの感染予防対策に十分に配慮した上での無理のない範囲内であることが大前提ではありますが、多様で活発な事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、わが国の社会経済では、新型コロナウイルス感染症が経済活動に多大な影響を及ぼしただけでなく、新しい生活様式の必要に迫られたことを一つの契機として、デジタルの活用によりサービスや仕事のあり方を革新する「デジタル・トランスフォーメーション」を推進する動きが加速するなど、大きな変化の時期を迎えております。事業経営に携わる皆様方におかれましては、大変ご苦勞の多いことと拝察いたします。

このような社会状況の下、国税庁では、「納税者利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を二本柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を将来的な目標とした「税務行政のデジタル・トラ

ンスフォーメーション」に取り組むことにより、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していく所存であります。その一環として、チャットボットを活用したインターネットでの税務相談や、キャッシュレス納付の推進などの取組を実施しております。また、申請・届出の簡素化やマイナポータルとの連携で利便性を向上し、e-Taxの利用促進に努めてまいります。

館山法人会では、e-Taxの利用促進に会を挙げて取り組んでいた結果、東京国税局管内でも高い利用率となっておりますことに、心より感謝申し上げます。e-Taxによる個人の所得税の確定申告では、マイナバーカード方式のほか、ID・パスワード方式を導入しておりますので、マイナバーカードの取得状況に応じて、いずれか便利な方法をご利用いただけると幸いです。e-Taxの更なる利用推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

消費税に関しましては、本年10月1日から適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者登録申請書の受付が開始されます。本申請は、令和5年10月1日より開始される適格請求書保存方式における適格請求書を発行す

るために必要な手続きとなっております。詳細に関しましては、今後皆様との連携・協調を密にさせていただきながら、制度の周知・広報を実施するなど、きめ細かい対応を行って参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

当署管内であります安房の国は、温暖な気候の下で、豊かな自然が四季折々に見せる美しい表情を堪能することができ、海の幸にも山の幸にも恵まれるとともに、歴史と伝統に富み、風光明媚な景勝地や人情味に溢れる魅惑的な土地柄であるとして、早々に実感しております。このような素晴らしい環境の下で職務に就けることの格別の喜びを享受しつつ、会員の皆様のご期待に沿えるよう全力を尽くして参りますので、皆様方からの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、館山法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしました。着任のあいさつとさせていただきます。

離任のあいさつ



前館山税務署長
三島 敏彦

秋暑の候、公益社団法人館山法人会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私事ですが、この7月9日をもって、館山署を離れることとなりました。思い出深いこの安房の地を離れることの寂しさを痛感すると共に、館山での新生活に思いを馳せながら着任した1年前のことを遠い昔のように思います。

在任期間中は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、ここ安房地域でも様々な行事が中止になるなどの影響があり、本来ならば会員の皆様にお会いできたであろう機会も失われた1年でしたが、皆様のお陰をもちまして無事職責を果たすことができました。これもひとえに本間会長はじめ役員並びに会員の皆様の税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

館山法人会は「よき経営者を目指すもの団体」として、租



税の啓蒙活動や社会貢献活動などに積極的に取り組まれ、税知識の普及・納税意識の高揚、地域の発展に大きく貢献して頂いております。新型コロナウイルス感染症の影響で昨年は残念ながら実施できませんでしたが、南房総市産業まつりの税金クイズや、小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクール、若潮マラソンでの社会貢献活動をはじめとした大変意義のある活動をされており、今後もこのような素晴らしい活動を展開されることをご期待申し上げます。

館山法人会は、全国的にも高い加入率を誇り、会員の皆さまの優れた団結力と組織力を有しております。事業活動が制限されるなど困難な状況ではありますが、会員の皆様の創意工夫と地域の絆で乗り越えていかれることと確信しております。

本来であれば、各支部の皆様にお会いして感謝の意をお伝えさせて頂かなければならないところではございますが、書面でのあいさつとなることをお詫びさせて頂きますとともに、後任の中澤署長にも皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、館山法人会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝、並びにご事業のご繁栄を祈念いたします。一年間大変お世話になりました。

館山署新体制プロフィール

①前任部署 ②出身地 ③趣味



個人課税部門
統括国税調査官
小原田康仁

- ①市川・個人・統括官
- ②千葉県
- ③山登り



徴収部門
統括国税徴収官
土田 英樹

- ①留任
- ②神奈川県
- ③ウォーキング



管理運営部門
統括国税徴収官
鈴木 陽子

- ①留任
- ②千葉県
- ③読書・水泳



総務課長
坊野 武彦

- ①留任
- ②鹿児島県
- ③サーフィン



署 長
中澤 弘治

- ①財務省・主税局・主税調査官
- ②東京都
- ③ゴルフ・野球



総務係長

鈴木 康久

- ①千葉西・総務係長
- ②千葉県
- ③映画鑑賞



法人課税第1部門
(審理担当)

三棹 貴史

- ①留任
- ②岡山県
- ③読書



法人課税第2部門
統括国税調査官

中山 信之

- ①市川・法人・上席
国税調査官
- ②福岡県
- ③散歩



法人課税第1部門
統括国税調査官

藤井 雅英

- ①留任
- ②長野県
- ③カラオケ



資産課税部門
統括国税調査官

山口 剛

- ①中野・資産・統括官
- ②青森県
- ③スポーツ観戦

**消費税の期限内納付を
忘れずに。**

期限内納付が
難しい場合は、
所轄の税務署
(徴収担当)へ
ご相談ください。^(※4)

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Tax^(※2)が利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

● 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

● 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※3)。

● 期限を過ぎると延滞税がかかります。

● 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※4)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年2月31日までに課税年度の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が求められます。

※3 地方消費税を徴さない年数も含まれます。

※4 税務署に申請することにより、納税が滞りされる制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

令和4年度 税制改正要望 公平で健全な税制の実現を目指して中小企業の活性化につながる
 税制の提言を千葉県連を通じて全法連へ提出

令和4年度 税制改正要望事項 (館山法人会)

総論

少子高齢化により社会保障の財源の不足が見込まれており、今後も急激な増加が想定されることから、長期的視野のもと持続可能な税制の構築を求める。

また、日本の国民負担率は、諸外国と比べ低いのが現状となっており、日本の財政や社会保障の仕組みを持続的なものとしていくために、消費税増税などの国民に痛みを伴う負担増についてもさらに議論していくとともに、歳出削減を含めた行財政改革や消費税増税による歳入の使途を明確にし、広報することにより、国民の間に広がっている行政に対する不信感や世代間の将来に対する負担増による不公平感の払拭をし、行政の信頼の回復を求める。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による担税力や資力の低下を考慮した納税環境を確立するとともに、税を財源とする補助金交付等の政策の実施にあたっては、対象が特定の業種に集中するなどの不公平が生じないような配慮を求める。

提言内容

テーマ・税目	課題
相続税・贈与税関係	事業承継関連 租税特別措置法第70条の7等
<p>我が国における中小企業は、国や地域経済の基盤を支える存在であり、さらには雇用の受け皿として極めて重要な役割を担っており、経営者の高齢化に伴い事業承継できずに廃業となると大きな損失となる。中小企業の安定的な経営・発展を図るためにも、一定の要件を定め、非上場株式等に限らず真に必要な事業承継資産全般を対象とした、現在よりも簡素な手続きでの納税の猶予を求める。</p> <p>また、事業承継者にとっては納税の猶予は問題の先送りに過ぎず、承継後も将来的な税負担の不安が付き纏うこととなる。このような制度では、円滑な事業の承継を後押しすることはできないため、承継後の事業継続年数などを条件とした猶予税額免除制度の制定を求める。</p>	

提言内容

テーマ・税目	課題
法人税関係	交際費 租税特別措置法第61条の4 同法施行令第37条の5
<p>交際費の損金不算入制度は、冗費を節約し法人の経営体質を改善することや、過剰な接待・供給により公正な取引が歪められることの防止をその趣旨としている。その基準のひとつとして、いわゆる5,000円ルールが存在するが、現在の物価では、5,000円が企業の経営や公正な取引を脅かすか否かの線引きとして機能しているとは考えられない。よって、現代の物価を反映した基準金額を新たに設定することを求める。</p>	

提言内容

テーマ・税目	課題
法人税関係	法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2
<p>法人税率等の引き下げにより、実効税率は20%台になったものの、依然、諸外国と比較して高い水準にある。諸外国においても自国に法人を誘致するために法人税率を引き下げる傾向にあり、我が国においても更なる実効税率の引き下げを求める。</p> <p>また、中小企業の資本等の充実、経営の発展のために、法人税率の特例の対象となる所得金額の拡大と税率の引き下げを求める。</p>	

提言内容

テーマ・税目	課題
法人税関係	収益計上 法人税法第22条
<p>法人税法における収益の計上時期は実現主義によることとされている。したがって、持続化給付金のような補助金は交付決定日の属する事業年度の収益となる。しかしながら、持続化給付金の支給は遅延が常態化しており、その原因は、自治体の予算であるため、新型コロナウイルスに限らず、災害等の場合には同様の事態に陥ることが想定される。そして、支給遅延のまま申告期限を迎えると、未だ入金されていない補助金に対する納税を求められる。この不合理を解消するため、未支給である損失補填目的の補助金について、補填すべき損失を上回る金額が存在する場合、当該金額の益金算入の繰延べを求める。</p>	

理事会

委員会

部会

の動き

理事会等

◎第四回理事会

定款第38条の規定により決議の省略を行った。

- ・令和3年度事業計画（案）の件
- ・令和3年度収支予算（案）の件

◎監査会

四月二十日（火）
法人会事務局にて

- ・令和2年度収支決算監査

出席者

四名



新年度第1回理事会 4月23日

◎新年度第一回理事会

四月二十三日（金）
夕日海岸昇鶴にて

- ・令和2年度事業報告について
- ・令和2年度収支決算について
- ・役員改選について
- ・第四十九回定時総会の日程等について

出席者

三十三名

税制委員会

令和4年度税制改正要望協議

◎第一回税制委員会

五月十日（月）法人会事務局にて
令和4年度税制改正要望について協議

出席者

八名



第1回税制委員会 5月10日

広報委員会

会報編集会議

◎第一回広報委員会

七月十九日（月）法人会事務局にて
会報一・二・三号編集会議

出席者

七名



第1回広報委員会 7月19日

青年部会

役員改選

新部会長に柴田一氏選出

◎役員会

三月十六日（火）
夕日海岸昇鶴にて
定時総会について
役員改選について

出席者

六名

◎役員会

五月十九日（水）
夕日海岸昇鶴にて
定時総会について
役員改選について

出席者

五名

◎定時総会

六月三日（木）
夕日海岸昇鶴にて
令和2年度事業報告について
令和3年度事業計画（案）について
役員改選について
税務研修会
「インボイス制度について」
講師 三棒貴史法1調査官

出席者 十八名



青年部会定時総会 6月3日

◎青連協・女連協合同講演会

六月二十一日（月）
（※交流会は中止）

ポートプラザちばにて
「大人の食育」
管理栄養士、

（株）エビータ代表取締役
浅野 まみこ氏

参加者 五名

女性部会

役員改選 清宮部会長再任

◎社会貢献活動

若潮マラソン中止のため未実施

◎法人会全国女性フォーラム新潟大会

四月十五日開催予定であったが、大会が十一月十六日に延期

◎定時総会

五月十九日(水)

夕日海岸昇鶴にて

令和2年度事業報告について

令和3年度事業計画(案)について

役員改選について

・税務研修会

「インボイス制度について」

講師 三棒貴史法1調査官

出席者 三十五名

◎女連協・青連協合同講演会

(※交流会は中止)

六月二十一日(月)



女性部会定時総会 5月19日

ポートプラザちびにて
「大人の食育」
管理栄養士、

(株)エビータ代表取締役

浅野 まみこ 氏

参加者 六名

源泉研究部会

役員改選 古宮部会長再任

◎定時総会

五月十四日(金)

館山シーサイドホテルにて

令和2年度事業報告について

令和3年度事業計画(案)について

役員改選について

・税務研修会

「源泉所得税の改正について」

講師 磯貝圭一 郎法1事務官

出席者 十一名



源泉研究部会定時総会 5月14日

医療部会

◎定時総会……中止

(公社) 館山法人会役員名簿

(令和3年6月9日) 敬称略

役職名	氏名	法人名	住所	備考	役職名	氏名	法人名	住所	備考
名誉会長	本間 明	館山信用金庫	館山市	再	常任理事	早川 光 樹	(有)早かわ洋蘭	南房総市	〃
相談役	平田 哲平	東海建設(株)	鋸南町	〃	〃	小川 玉 江	(株)鳴川ユニバースホテル	鳴川市	〃
会長	本間 亨	房州物流(株)	館山市	〃	〃	日暮 靖	(有)ヒグラシ	館山市	〃
副会長	鈴木 義康	(株)鈴木工務店	鋸南町	〃	〃	栗原 保博	(株)吹代の里	南房総市	〃
〃	平野 好正	(株)米屋	南房総市	〃	〃	安田 三喜夫	安田木材(有)	館山市	〃
〃	秋山 準治	(有)秋山呉服店	館山市	〃	〃	望月 昇	(株)望月ゴム	館山市	〃
〃	網嶋 茂信	(有)網島タイル興業所	鳴川市	〃	〃	川名 陽一	(有)カワナ管理	鳴川市	〃
〃	清宮 和子	(有)銀鱗荘ことぶき	南房総市	〃	〃	古宮 真一	コミヤ味工(株)	館山市	〃
常任理事	宮沢 治海	(有)宮沢書店	館山市	〃	〃	柴田 栄 樹	鋸南開発(株)	鋸南町	〃
〃	友野 修	(有)友野モータース	館山市	〃	〃	高梨 潔	幸洋電設(株)	南房総市	〃
〃	川名 光俊	(株)清水屋商店	館山市	〃	〃	齋藤 守彦	(有)斉藤塗装	鳴川市	〃
〃	早川 金光	(株)早川	南房総市	〃	〃	小原 将弘	(株)小原板金工業	鳴川市	〃
〃	島田 誠一	(株)サン建築総合事務所	鳴川市	〃	〃	庄 司 義 則	外房捕鯨(株)	南房総市	〃
〃	吉本 晃	(有)川崎洋品店	南房総市	〃	〃	落合 薫	(有)エーエルシー住設	鳴川市	〃
〃	吉田 政紀	東生産業(株)	館山市	〃	〃	篠 寄 忠 昭	(株)ケイテイエス	鳴川市	〃
〃	平田 英雄	東海建設(株)	鋸南町	〃	〃	辰野 方哉	(株)アークス	館山市	〃
〃	飯田 彰一	(有)白浜飯田屋	南房総市	〃	〃	鈴木 辰也	(有)たつみ商会	鋸南町	〃
〃	手塚 節	(有)手塚工務店	鋸南町	〃	〃	鈴木 誠一	(有)鈴木モータース商会	館山市	〃
〃	田原 智之	鳴川市漁業協同組合	鳴川市	〃	〃	小林 稔	(有)小林貴金属店	館山市	新
〃	濱島 修	(株)浜島製作所	館山市	〃	〃	鈴木 利 恵	(株)やます	南房総市	〃
〃	谷 昭一	(株)谷工務店	鳴川市	〃	〃	柴田 一	鋸南不動産(株)	鋸南町	〃
〃	本橋 亮一	(有)もとはし	館山市	〃	監 事	鈴木 弘 明	ライフパートナー税理士法人	館山市	再
〃	角田 眞一郎	(医)博正会	館山市	〃	〃	刈 込 浩 一	花房製菓(株)	鳴川市	新
〃	村井 智博	(有)村井	鋸南町	〃	〃	伊豆倉 和之	共進テック(株)	館山市	〃

今後の事業実施予定

令和3年9月以降

月 日	事業・会議	会場等
9月 7日	法人会理事会・福利厚生制度推進連絡協議会	夕日海岸昇鶴
10月 7日	全法連全国大会（岩手大会）	岩手県 盛岡市民文化ホール
12日	パソコン教室	館山商工会館
11月	決算期別法人説明会	
	新設法人説明会	
12日	納税表彰式	夕日海岸昇鶴
16日	全法連女性フォーラム（新潟大会）	新潟県 朱鷺メッセ
26日	全法連青年の集い（佐賀大会）	佐賀県 佐賀文化会館

※予定が変更となる場合がございますので、詳しくはホームページをご覧ください。

年に一度は生活習慣病チェック

一日人間ドック型式で

くわしい内容と受付は11月に会員全員に封書で通知します。

実施日
会場

- ① 2022年1月13日(木) 鴨川市文化体育館(鴨川市太尾 866-1)
② 2022年1月14日(金) 館山商工会館(館山市八幡 821)
15日(土) //

<コース名・検査項目>

◎総合コース

Aコース+超音波(腹部、胆・肝・膵・腎・脾5臓器)+腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+C型肝炎検査 喀痰検査

◎Aコース

視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

◎Sコース

Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血)検査を省略したコース

<オプション>

左記各コース受診の方に対し、ご希望により行います。(別料金)

- アミノインデックス検査(1回の採血で複数のがんの可能性を評価)
- Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査)
- 頸動脈超音波検査
- 女性健診(女性対象超音波検査)
- MAST48mix(アレルギー検査)
- ABC 検診(胃ガンリスク検診)
- CYFRA(肺がん腫瘍マーカー)
- 前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)
- 腸内フローラ検査
- 新型コロナウイルス抗体検査

※会員は特別料金(割引)で実施しています。

健康コーナー

正しい「腸活」を習慣づけて、悔いのない毎日を

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

◆近年よく使われる「腸内フローラ」の改善 も同じ意味

流行語にもなった「腸活」とは読んで字の如しで、「第2の脳」とも呼ばれる腸の活動や働きを良くすることです。食事や運動に配慮して、重要な臓器である腸の機能向上を目指すと同時に、ライフスタイルにも取り入れることを積極的に呼びかけ、腸活とは『腸内環境を改善すること』と定義されました。

ところが後発の「腸内フローラの改善」は、何ともしやれた感じはしますけれど、実は「腸内環境の改善」と全く同じ意味なのです。そこで分かりやすく「腸内フローラ」とは何なのか、の説明から入ることにします。

私たちの腸の中には多種多様の細菌がすみついていて、その数は実に1,000種、100兆個に及ぶと言われています。フローラとは英語でお花畑のことですが、腸内細菌を顕微鏡で覗くと、まるでお花畑のように見えることから、腸内細菌は「腸内フローラ」と呼ばれるようになりました。

その無限大とも言える腸内細菌は3種類に大別されます。体に良い働きをする「善玉菌」、悪い働きをする「悪玉菌」、ど

ちらにも属さない日和見(ひよみ)菌です。そして種類の腸活とは、善玉菌を増やし、悪玉菌を減らし、日和見菌をなるべく多く味方につけること、とされています。

具体的に言うと、善玉菌はビタミンの合成、消化吸収、老化防止、健康維持に影響を及ぼす細菌で、代表的なのはビフィズス菌、乳酸菌です。次に悪玉菌は文字通り体に悪さをする細菌で、腸内で有害物質をつくり出すほか、便秘や下痢の原因にもなります。代表的なのはウェルシュ菌、ブドウ球菌です。そして日和見菌は、健康な時はおとなしくしていますが、体が弱ったりすると仮面を脱いで悪さを始めます。代表的なのは大腸菌連鎖球菌、バクテロイデス菌などです。

◆まず食生活を見直し、適度な運動と十分な睡眠を

食事では何を食べれば良いかの前に必ず実行して欲しい、守って欲しい、大前提があります。それは毎日、1.5リットルほどの水を飲む習慣をつけること。

そして、毎日決まった時間に3食きちんと食事をする事です。会社勤務の方は難しいかも知れませんが、出来る限り努

力をしましょう。

次に、毎日食したいのは、優れた機能を持つ乳酸菌・ビフィズス菌たっぷりのヨーグルト、それに善玉菌の好むオリゴ糖の多い牛乳です。これが両横綱と言えます。

日本に古くから伝わる発酵食品も腸をきれいにする働きをします。納豆を筆頭に味噌、漬物、鰹節、甘酒です。前述のヨーグルトのほかチーズ、キムチもこの仲間に入ります。

食物繊維の多い野菜もお勧めです。ゴボウ、カボチャ、オクラ、セロリ、サツマイモ、アスパラガス、トウモロコシなどです。食べ物ではワカメ、コンブ、寒天などの海藻類、シイタケ、シメジなどのきのこ類、バナナ、ミカン、グレープフルーツなどの果物類も、腸活食品の上位にランクされています。

腸を活発にするには運動も大切です。ただし、「スポーツは苦手」と尻込みする必要はありません。ほんの軽いジョギングで十分です。とにかく体を動かして体の外側から腸に刺激を与えることが、推奨される正しい腸活につながるのです。

動くことと同時に休むこと、そう睡眠も大事です。睡眠不足は体内のホルモンの分泌や自律神経の機能にも影響を及ぼします。ストレスに負けないようリラクセスすることを身につけ、熟睡を心掛けたいですね。入浴は心身を休めさせますが、寝酒は度を過ぎることがあるので控えましょう。

◆1日に1回は自分の便をチェックして、腸内環境を知ろう

さて最後は、自分の腸内環境を知る上で最も基本的であるのに、あまりされて

いないチェック法のお勧めです。それは自分の便を、自分の目で確かめること。排便回数に個人差はありますが、1日に1回の日があれば必ずメモをし、不定期続きであつても平均回数を同様に頭に入れます。回数の結論は、1日から3日以内に一度、すっきりした便があれば正常と見なされます。

次は色ですが、推奨は黄褐色ですけれど茶色もまず問題ありません。黒っぽいのは便秘の人に多いようですが、痔持ちでないのに血が混じって赤いとか、薬を飲んでないのに白い場合は、早急な検査が必要と肝に銘じて下さい。

形は昔から見本とされているバナナ型が理想です。そして腸内がきれいであれば、便には臭いがほとんどありません。腸内が汚れていたら便もオナラも臭いが強くなる、と覚えましょう。

現在は洋式トイレが普及して便のチェックが簡単になったので、出来れば1日に1回、それも毎朝、便器と自分の便を見るようにしたいですね。便器についていた赤い色は何かと病院で検査を受け、大腸がんと分かったケースは無数にあります。

「筆者紹介」
大谷克弥(おおたに・かつや) 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

法人県民税・事業税の申告、納税には
『eLTAX』（エルタックス）をご利用ください。



エルレンジャー

法人県民税・事業税の地方税も、地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、インターネット経由で電子申告、電子申請・届出及び電子納税を行うことができます。

電子申告、電子申請・届出及び電子納税についての手続きや、都道府県・市町村のサービス状況などの詳細は、「地方税共同機構」が運営する「eLTAXホームページ」をご確認ください。

詳しい情報は、eLTAXホームページへ

eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXホームページご利用に際して、ご不明な点がございましたら、

eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」: <https://eltax.custhelp.com/>



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

【お問合せ先】千葉県館山県税事務所 課税課 ☎0470-22-7117

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/eltax.html>

パソコンセミナーの お知らせ

仕事に役立つ！エクセル基礎講座

日時：10月12日（火）13:30～16:30

場所：館山商工会館

定員：先着15名

参加費：会員 3,000円/人

非会員 5,000円/人



お申し込み・お問い合わせは

公益社団法人館山法人会（電話 0470-22-1389, FAX 0470-23-3195）

編集後記

新型コロナウイルスの影響により、様々な制約を受けた生活が長期間にわたり、心身ともに疲れている方も多いのではないのでしょうか。コロナワクチン接種も進んできましたが、従前のような生活には程遠く、まだまだ安心できる状況ではありません。感染防止策の徹底などによりウイルスを封じ込め、経済活動を活性化させ、皆さんの笑顔が見られるよう願っています。

大河ドラマや新二万円札の図柄になることで注目を集めている浪沢栄一は、館山にもゆかりがある人物です。館山市船形には、浪沢栄一の書による巨大な磨崖碑（まがいひ）が今も残されています。

磨崖碑には養育院の事業や安房分院の由来、栄一や尽力した人々の功績が記されています。

東京都船形学園裏山の崖に、高さ約10m幅6m、文字の大きさが30cm四方という巨大な磨崖碑があります。明治の大事業家浪沢栄一が初代院長となり、明治43年に社会福祉施設として同園が開設されたことを記念して、大正3年、時の船形町長正木清一郎が有志を募り完成させたものです。浪沢自身の書になる碑文でしたが、現在は文字の風化がはげしく、また戦時中の軍による破かきもあって、往時の姿をみることはできません。（磨崖碑は非公開のため現地での見学はできません。）

（提供：館山市立博物館）

【表紙】浪沢栄一翁と磨崖碑

●会報 第122号 ●発行年月日 令和3年8月25日 ●発行責任者 本間 亨 ●編集責任者 島田 誠一
●発行者（公社）館山法人会 ●電話 0470-22-1389 ●FAX 0470-23-3195